

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「地方自治法」の一部改正に伴い、手当の名称等を変更するものです。

【法改正の背景】

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の防止に関する施策の総合調整等に関する機能の強化等のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び地方自治法が改正されました。

この改正により、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のために派遣された職員に対して支給することができる「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」の名称が改められました。

【条例改正の内容】

①支給する手当の名称を変更します。

新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当

→ 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当

②条例で引用している新型インフルエンザ等対策特別措置法の条項番号を変更します。

【施行期日】

公布の日